

## **出向先が、関連会社と違う所から 関連会社に変更される。**

7月1日、関連会社と違うタイガー警備保障に出向に出ていた2名の組合員の内1名が、関連会社である関西サービックに変更になりました。

2名の組合員は、昨年2月1日からJ R 東海と全く関連のないタイガー警備保障に出向に出ていました。

出向規程第2条には「出向とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等に勤務することをいう」と定められています。

つまり、関連会社と違うタイガー警備保障への出向は、出向規程違反となります。

しかし会社は、「関連会社又は団体等」はひとつの言葉で、タイガー警備保障は関連会社でも団体でもないが「等」に含まれると何でもありの見解を出していました。

### **タイガー警備保障から関連会社に変更を申し入れ！**

タイガー警備保障への出向が明らかになった時点で、会社に対して出向規程違反であるタイガー警備保障への出向中止と、関連会社に変更するように申し入れを行いました。

### **タイガー警備保障に労働条件改善の申し入れ**

タイガー警備保障は、ある程度予想はしていましたが、労働条件等が厳しいものでした。例えば、桜の花見の警備に、月の2回の公休（日曜日）を休日出勤するように強要されたり、昨年2月から今年の5月まで実に12カ所も勤務箇所が変更になるなど、関連会社ではあり得ないことが発生しました。

制服も貸与されるのは一着だけで後は自腹など、他にもいろいろとありますが、実態は予想を超えるものでした。

### **残る1名の組合員を早急に関連会社に戻せ！**

1名の組合員は関連会社に戻ることができましたが、後1名の組合員はまだタイガー警備保障にいます。残る1名の組合員も早急に関連会社に戻さなければなりません。

会社は、直ちに規程違反であり厳しい労働条件であるタイガー警備保障の出向を、関連会社に変更すべきです。